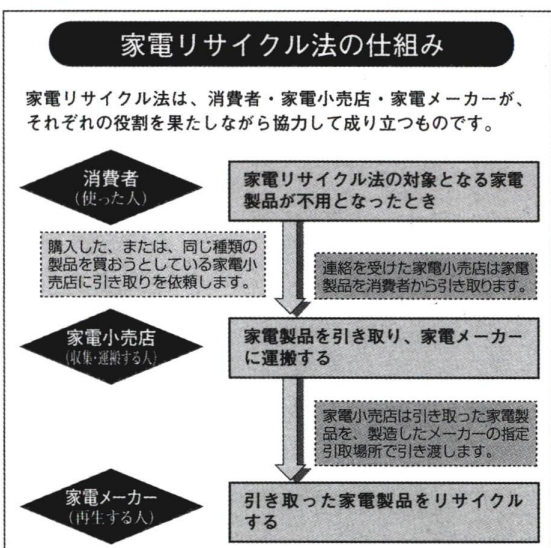


平成13年
4月1日から

不用となるエアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の 4品目は、足立区では粗大ごみ収集を行いません

4月から家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)がスタートします。大半が埋め立て処分されていた家電製品のうち、テレビなど4品目の5~6割は製品の原材料または部品に生まれ変わることになりました。



家電リサイクル券とは?

家電リサイクル法により家電4品目を消費者の方から小売店等が引き取り、小売店は製造業者へ確実に引き渡すことを担保し、リサイクル等に必要な行為が確実に実施されるようにするために設けられた制度です。

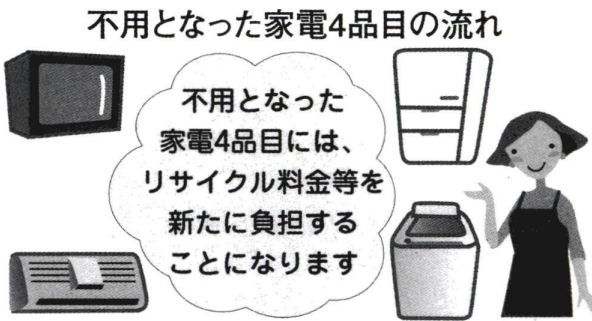
この家電リサイクル券によって、排出者は料金を支払い、引き渡した家電4品目が適正に処理されたかどうかを確認することができます。

■どこで購入できますか?■
家電リサイクル券センターの取次店にあります。また、郵便局でも利用できます。その際は、「振込用紙付券」に所定事項を記入して、リサイクル料金を支払ってください。

粗大ごみ収集は平成13年3月31日まで!

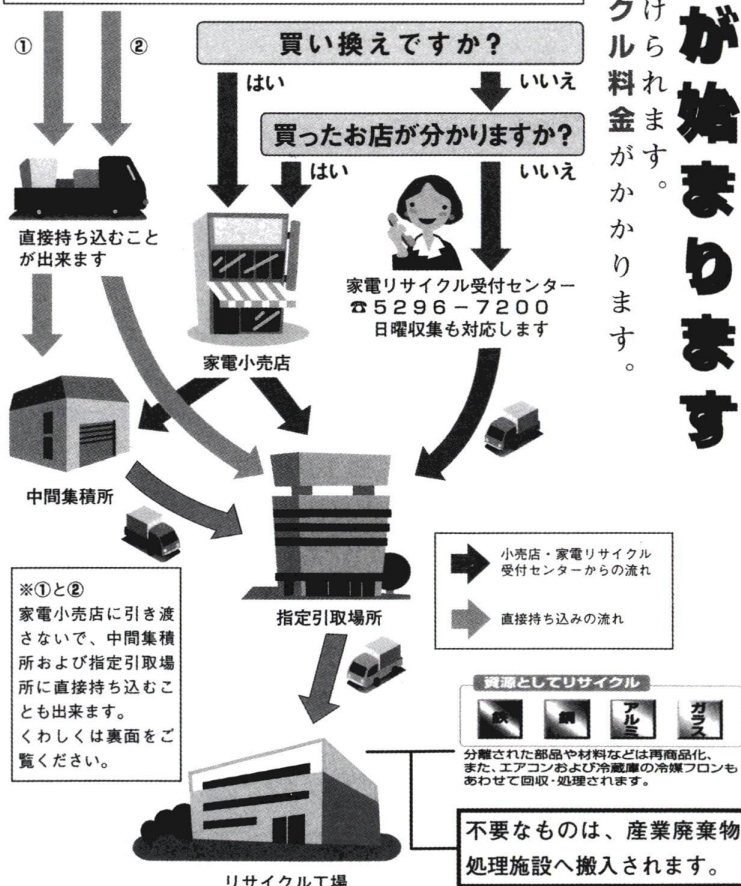
足立区が、エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機の家電4品目を粗大ごみとして収集するのは、平成13年3月31日までです。3月になると引越し等で粗大ごみの収集申し込みが増えるため、受け付けが出来なくなることもあります。廃棄する家電4品目をお持ちの方は、お早めに粗大ごみ受付センターへお申し込みください。

粗大ごみ受付センター
☎5296-7000(月~土曜日 午前8時から午後5時まで受付)



品目	テレビ	冷蔵庫	洗濯機	エアコン
排出する人が負担する金額	2,700円 + 収集・運搬料	4,600円 + 収集・運搬料	2,400円 + 収集・運搬料	3,500円 + 収集・運搬料
メーカーが達成しなければならない再商品化率	55% ~	50% ~	50% ~	60% ~

※ 製造メーカーによっては一部料金が異なります。消費税別途



家電リサイクル法が始まります。排出の4品目は収集運搬料金とリサイクル料金がかります。リサイクル料金がかりません。

家電リサイクル法 Q & A

Q1 どうして料金を負担しなければならないの？

A1 家電リサイクル法の円滑な運用のためには、それぞれの役割分担がとても大切になります。
排出される皆さんも費用の分担を通じて、循環型経済社会の構築に向けて重要な役割を担うことになります。



Q4 外国製品はどうしたらいいの？

A4 次の方法で処理してください。
①日本の販売店で外国製品を購入した場合は、購入した販売店に引き取ってもらえます。
②海外で購入した場合は、買い換える際に販売店に引き取ってもらえます。
③単に不用になった(販売店に引き取り義務がない)場合は、家電リサイクル受付センターにご連絡ください。

Q2 他区市へ引っ越し予定がありますが、

A2 引っ越しのため不用となった家電4品目がある場合は、家電リサイクル受付センターで受け付けます。

Q5 指定引取場所や中間集積所に直接持ち込みたい。

A5 最寄りの郵便局で所定のリサイクル料金を支払って、「家電リサイクル券」と一緒に、中間集積所または指定引取場所へ持ち込んでください。

Q3 通信販売や中古で購入した物はどうしたらいいの？

A3 販売店には、通信販売事業者、中古家電製品を取り扱う古物商、リサイクルショップや質屋なども含まれますので、購入したお店で引き取りを依頼することができます。

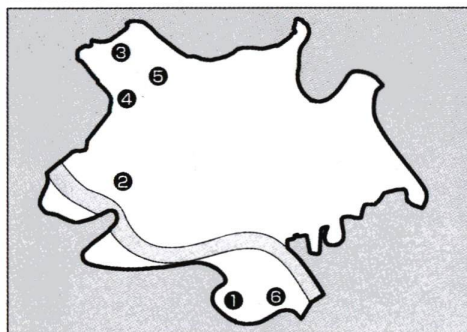
Q6 きちんとリサイクルされてるか確認できるでしょうか？

A6 管理票(家電リサイクル券)により、引き取った販売店、製造業者等に確認できます。管理票の写しは大切に保管してください。

足立区内の指定引取場所と中間集積所

中間集積所および指定引取場所は、区民の皆さんが直接家電4品目を持ち込むことができます。受け付け曜日・時間などに若干の違いがありますのでご注意ください。なお、直接持ち込みをする場合は、家電リサイクル法Q&AのQ5をご参照ください。

	中間集積所	指定引取場所
区民等が持込んだ廃家電4品目	製造メーカーを問わず受け取ります	製造メーカーごとに受け取ります ○ 指定引取場所A(東芝、松下、コロナ、ダイキン等) ○ 指定引取場所B(シャープ、ソニー、日立、三洋等)
収集・運搬料金の支払い	料金が安くなります	無料です
リサイクル料金の支払い	定められた金額を支払ってください	



■ 中間集積所(予定) ■

- ① (株)協垂産業 足立区千住緑町1-16-7
- ② 白井運輸(株) 足立区鹿浜3-28-7
- ③ (株)要興業 足立区入谷9-16-19
- ④ (株)増田興業 足立区入谷7-21-9

■ 指定引取場所(予定) ■

- ⑤ 指定引取場所A(東芝、松下、コロナ、ダイキン等) 足立区入谷5-16-28
- ⑥ 指定引取場所B(シャープ、ソニー、日立、三洋等) 足立区千住関屋町2-16

不法投棄STOP

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」の改正により、不法投棄をした場合には最高で5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方が科される場合があります。(法第25条)
また、警察では不法投棄を環境犯罪と位置づけ、その取り締まりを強化しています。
不法投棄を見つけたら……
清掃課、または足立東・西清掃事務所へご連絡ください。不法投棄のない区をめざすために、区民の皆さんのご協力をお願いします。

もっと知りたい家電リサイクル法

- 制度全般についての問い合わせ ■
 - 経済産業省商務情報政策局情報通信機器課 ☎3501-1511
 - 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部リサイクル推進室 ☎3503-1711
- 関連ホームページアドレス ■
 - 足立区 <http://www.city.adachi.tokyo.jp/>
 - (財)家電製品協会 <http://www.aeha.or.jp/>
 - 経済産業省 <http://www.meti.go.jp/>
 - 環境省 <http://www.env.go.jp/>

問い合わせ先

清掃事務所等	担当地域	所在地	電話番号
足立東清掃事務所	千住地域及び国道4号線東側	足立区中央本町1-12-24	3889-0711
足立西清掃事務所	千住地域を除く国道4号線西側	足立区東伊興1-6-12	3853-2141
清掃課	——	足立区中央本町1-17-1	3880-5111(代)